

『神戸花物語』の商標利用取扱に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「神戸花物語」の商標及びロゴマーク(以下「商標等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の商標等とは、次の内容のことをいう。

- (1) 「神戸花物語」の商標とは、文字のみで表現する「神戸花物語」のことをいう。
- (2) ロゴマークとは、別記に示すマークのことをいう。

(「神戸花物語」商標に関する権利)

第3条 商標等を次の商品及び役務で利用する場合の一切の権利は、神戸市(以下「市」という。)に属する。

(1) 商品区分・第31類

生花の花輪、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽、プリザーブドフラワー、フラワーアレンジメントされた生花・ドライフラワー又はプリザーブドフラワー

(2) 役務区分・第35類

花卉の販売に関する情報の提供、花卉に関する市場調査又は分析、花卉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(3) 役務区分・第41類

花卉園芸又は花卉販売に関する知識の教授、フラワーアレンジメントに関する知識の教授、花卉園芸又は花卉販売に関するセミナーの企画・運営又は開催、フラワーアレンジメントに関するセミナーの企画・運営又は開催、植物の供覧、花卉の展示イベントの企画・運営又は開催、フラワーアレンジメントに関する展示イベントの企画・運営又は開催

(利用の申請)

第4条 商標等を利用しようとする者は、あらかじめ神戸市長(以下「市長」という。)の許諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる利用は、許諾を不要とする。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (2) 神戸花物語実行委員会または市が主体となって実施するイベント等で利用する場合

2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、利用開始の原則2週間前までに市長に提出しなければならない。

- （1）申請者が団体の場合は、事業内容がわかる資料、個人の場合はプロフィール資料
- （2）商標等の利用内容がわかる利用計画等
- （3）その他市長が必要と認める書類

3 申請者が神戸花物語実行委員会の構成員である場合、前項(1)の資料は省略することができる。

（利用の許諾）

第5条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が神戸市内産の花弁振興に寄与すると認められる場合は、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 市長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第3号）を利用開始の原則5日前までに申請者へ送付する。

3 前項の場合、市長は必要があると認める場合には、商標等の利用方法その他について、条件を付することができる。

また、商標等の利用内容が販売を伴う場合、別途利用契約書を締結することができる。

（利用許諾期間）

第6条 前条による利用許諾期間は、最大2年間とする。

2 利用承諾期間を満了後も、継続利用許諾を受けようとする者は、利用許諾期間満了日の原則2週間前までに、第4条に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

（利用許諾の制限）

第7条 市長は、商標等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- （1）神戸市内産の花のブランドイメージや商標等のイメージを損なうおそれがある場合
- （2）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （3）市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （4）第三者の権利・利益を害するものと認められる場合
- （5）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

られる場合

- (6) 申請者が自己のシンボルマークとして使用する場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (8) 商標等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) 商標等の著しい変形その他商標等の利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

2 市長は、利用を許諾しないときは、利用不許諾通知書（別記様式第5号）を利用開始予定の原則5日前までに申請者へ送付する。

（利用料）

第8条 商標等の利用料については、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第9条 第5条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標等は許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 神戸市の商標権であることを明記すること。

（文例）「神戸花物語」は神戸市が商標権を持つ商標であり、〇〇株式会社は神戸市の使用許可を得て使用しています。

- (4) 登録商標マーク「®」と併せて表示すること。
- (5) その他、第7条第1項に掲げる行為。

（利用報告）

第10条 第5条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用報告をしなければならない。

- (1) 利用期間満了後1ヶ月以内に当該利用に係る内容の報告書（別記様式第7号）を提出すること。
- (2) 利用期間が6ヶ月以上になる場合は、利用開始より3ヶ月ごとに報告書（別記様式第7号）を提出すること。

（許諾内容の変更等）

第11条 利用者は利用許諾の内容について変更をしようとする場合、変更が生じ

る原則2週間前までに変更申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、不測の事態により利用内容の変更を余儀なくされた場合、変更が生じた原則2週間以内に、変更申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第2項による変更申請書を受理した場合には、第5条に準じてその内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

（許諾の取消等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用者に対し、利用内容等の改善等の措置を要求することができる。なお、要求後も改善が見られない場合は、利用許諾を取消することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第5条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他商標等の利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 市長は、許諾取り消しを行う場合は、利用許諾取消通知書（別記様式第6号）を利用者へ通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 市長は、必要に応じて利用状況等を報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第13条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して商標等を利用するものではない。

（経費等の負担）

第14条 市は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第15条 市は、商標等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、商標等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、商標等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 市は、商標等の利用促進を図る観点から、商標等の利用許諾の状況(利用者、事業内容等)について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この要綱に関する事務は、神戸市産業振興局農政部農水産課が行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、商標等の利用に関し必要な事項は、産業振興局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月28日から適用する。

別記

■ロゴマーク（フルカラー）



※縦：横＝1：1.17

■ロゴマーク（単色）



M100



DIC2538



C100 M50

※縦：横＝1：1.17